

議事日程(第3号)

平成29年12月13日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第61号 平成29年度須恵町一般会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 日程第 2 議案第62号 須恵町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第63号 須恵町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第64号 志免町町道路線認定の承諾について
- 日程第 5 議案第65号 平成29年度須恵町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 6 議案第66号 平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議案第67号 平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議案第68号 平成29年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 発議第 1号 須恵町自治組織参加促進条例の制定について
- 日程第10 発議第 1号 須恵町自治組織参加促進条例の制定について
- 日程第11 発議第 2号 道路整備に必要な予算確保に関する意見書について
- 日程第12 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第13 議員の派遣について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第61号 平成29年度須恵町一般会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 日程第 2 議案第62号 須恵町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第63号 須恵町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第64号 志免町町道路線認定の承諾について
- 日程第 5 議案第65号 平成29年度須恵町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 6 議案第66号 平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議案第67号 平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議案第68号 平成29年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 発議第 1号 須恵町自治組織参加促進条例の制定について
- 日程第10 発議第 1号 須恵町自治組織参加促進条例の制定について

日程第11 発議第 2号 道路整備に必要な予算確保に関する意見書について

日程第12 委員会の閉会中の継続調査について

日程第13 議員の派遣について

---

出席議員(14名)

1番	児玉 求	2番	世利孝志
3番	白水 勝元	5番	三角 栄重
6番	田ノ上 真	7番	松山 力弥
8番	猪谷 繁幸	9番	田原 重美
10番	合屋 伸好	11番	原野 敏彦
12番	三上 政義	13番	柴田 真人
14番	今村 桂子	15番	三角 良人

---

欠席議員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長	吉松 良徳	係長	船井 智枝
----	-------	----	-------

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	中嶋 裕史	副町長	平松 秀一
教育長	安河内 文彦	総務課理事	満行 誠
上下水道課理事	石井 浩二	健康福祉課理事	小林 はつみ
住民課長	梅野 猛	子ども教育課長	御手洗 文生
税務課長	合屋 浩二	地域振興課長	稲永 勝章
健康福祉課長	長澤 義一	都市整備課長	甲木 圭二
上下水道課長	世利 昌信	まちづくり課長	平山 幸治
社会教育課長	吉川 聡士	会計管理者	今泉 俊裕
総務課課長補佐	諸石 豊	監査委員	百田 清二

午前10時00分開議

○議長（三角 良人） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

---

**日程第1. 議案第61号**

○議長（三角 良人） 日程第1、議案第61号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてを議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） おはようございます。

議案第61号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

別冊、歳入歳出補正予算書1ページです。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,045万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ84億5,523万4,000円とする。

2項補正の款項の区分及び金額並びに補正後の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

歳入では、14款県支出金3項委託金850万円は、10月22日に行われた衆議院議員総選挙投開票事務に必要な経費を算定し交付されるものです。不足分は18款繰越金から支出しています。

歳出では、2款総務費4項選挙費1,045万6,000円で衆議院議員総選挙に係る投開票立会人報酬、事務従事者時間外手当、臨時雇い賃金、システム改修費、選挙公報配布事務委託料、ポスター掲示板などです。

審査の結果、全員賛成で承認としています。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第61号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は承認です。よって議案第61号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。

よって、議案第61号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第3号）の専決処分については、委員長報告のとおり承認することに決定しました。

---

## 日程第2. 議案第62号

○議長（三角 良人） 日程第2、議案第62号須恵町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） おはようございます。

委員会の報告をさせていただきます。

議案第62号須恵町税条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書2ページでございます。

須恵町税条例の精査を行い、過去からの改正の経過を見直し、適正に整備されているかを検証した結果、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので、議会の承認を求めるとでございます。

今回の改正は、現在まで総務省通知により、かなりの量の税法改正が毎年行われ、法令の制定、改廃に伴う条文の追加、条項ずれ等の整備、改正漏れ、表記の追加・改め・誤字脱字・句読点等の文言整理を行っております。また、改正条項が多岐にわたるので、改正の概要資料を配付しておりますので御参照ください。

主なものについて新旧対照表で説明いたします。11ページをお願いいたします。

第8条、これは徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付または分割納入の方法について、次ページの第5項までの条文の追加でございます。

22ページ、第34条の7 給付金税額控除は、町長が別に指定するものを福岡県税条例第20条の5の3第3号の規定に基づき、福岡県が指定したものに改め、福岡県と合致させるための所要の規定の整備でございます。

それからその下、他の条項でも出てきますが、イ、ロ、ハ、の表記をア、イ、ウ、に改めるものです。

45ページ、附則第12条の2は、宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例について、整備漏れの分を現行に沿うよう整備したものでございます。

49ページ、附則第3条による改正第80条の2、日本赤十字社の所有する軽自動車税に対する軽自動車の非課税の範囲について、福岡県の非課税の範囲と合わせるための所要の規定の整備でございます。

10ページに戻っていただき、附則第1条、施行期日は公布の日から、ただし、附則第3条の規定は平成31年10月1日から施行することになっております。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決としております。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第62号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第62号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。

よって、議案第62号須恵町税条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

### 日程第3. 議案第63号

○議長（三角 良人） 日程第3、議案第63号須恵町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第63号須恵町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書50ページでございます。

提案理由は、個人情報保護法等改正法が平成29年5月30日から施行され、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴う改正でございます。

改正内容は、条例中の用語の定義を明確化するとともに、人種、信条、犯罪の経歴等、本人に不利益が生じないように、新たに要配慮個人情報が制定されております。

55ページの新旧対照表をお願いします。

目的、第1条「かんがみ」をひらがなから漢字表記に文言の整理をしております。

定義第2条では、個人情報の定義を明確化しています。第2条の、アでは、氏名、生年月日、文章、図画等を示し、56ページの、イでは、個人識別符号が含まれるものとしております。これは、顔認識データや指紋認識データ、旅券番号、マイナンバーなどを指しております。

第3号には本人の人種、信条といった要配慮個人情報を新たに追加しております。

以下は、号ずれでありまして、第8号では本人を用語として改めて定義しております。

第6条の個人情報取り扱い事務の届け出には、追加で第7号に要配慮個人情報を、57ページでは第7条の個人情報の収集の方法及び制限では第2項で先に定義しました本人を示し、第3項では先に追加しました定義の要配慮個人情報に言いかえています。

58ページ、実施機関の開示義務第13条では、当該自己情報の開示につきまして、国が示したところに沿って改正しております。本文中の非開示情報について、第1号以下、60ページの第7号にわたり詳細を示しております。

次に、自己情報の一部開示。第14条では同様に国が示したところに沿い、ただし書きを削るなどを改正し、61ページ第2項で一部開示ができる場合を明確化しております。

62ページでは、第24条訂正等の請求の手続。第2項では準用規定に第11条第3項を追加しております。これは、代理人による開示請求になります。

第27条の2、情報提供と記録の提供先等への通知では、第19条第8号には規定する紹介者、提供者への通知を追加しております。

63ページは文言の整理となっております。

54ページに戻っていただき、附則ですが、第1項、この条例は公布の日から施行する。第2項は経過措置でございます。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決といたしております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第63号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第63号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。

よって、議案第63号須恵町個人情報保護条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第4. 議案第64号

○議長（三角 良人） 日程第4、議案第64号志免町町道路線認定の承諾についてを議題としま

す。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第64号志免町町道路線認定の承諾について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書64ページでございます。

提案理由といたしまして、道路法第8条第4項の規定により、須恵町域内に志免町の町道路線の認定を行うため、志免町長から承諾を求められたので、同条第4項の規定により提案するものでございます。

次の65ページの位置図、それから認定予定箇所図でございます。赤色の実線が行政境界線でございます。志免町町道名、田富50号線、起点、須恵町大字旅石86番11地先から終点、志免町田富2丁目535番9地先とする延長120メートルの認定予定道路内須恵町区域内に延長49メートル、幅員4メートルの志免町所有道路が存在しており、図示しております青色実線箇所の承諾を求めます。

なお、路線の認定がなされますと、維持管理につきましては、志免町が全て行うことになっております。

道路周辺には住宅地はあるのか、また、今後上下水道工事はあるのかの質疑に対しまして、須恵町の家が1軒あるが、その部分は志免町が町道認定している。そして今後、工事予定はないとのことでございます。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありますか。——討論なしと認めます。

よって、議案第64号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって第64号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。

よって、議案第64号志免町町道路線認定の承諾については委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第5. 議案第65号

○議長（三角 良人） 日程第5、議案第65号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第65号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第4号）について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

別冊、歳入歳出補正予算書8ページです。

歳入歳出予算の補正第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億695万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ87億6,218万8,000円とする。

2項補正の款、項の区分及び金額並びに補正後の金額は第1表歳入歳出予算補正による。債務負担行為の補正、第2条債務負担行為の追加、変更は第2表債務負担行為補正による。

歳入の主なものは13款1項国庫負担金1,604万3,000円で、歳出予算の障害児支援自立支援給付費2,500万円の補正に対する国庫負担2分の1です。

14款1項県負担金802万1,000円は4分の1の県負担補正です。

14款2項県補助金2億3,011万9,000円は、主に保育所等整備事業費です。先月開所した認定こども園明道館に町を通して同額を補助金補正するものです。

15款2項財産売り払い収入107万円は町有地売り払い収入で、大字旅石字一の浦917番12号の39.17平方メートルを払い下げ申請により、矢野徳行氏へ払い下げ及び917番59号を道路用地として寄附・購入を行ったことによる売り払い収入で、同額を歳出予算2款1項総務管理費で財政調整基金に積み立てます。これにより、29年度積み立て予定額は337万7,000円、取り崩し予定額は5億994万8,000円となり、財政調整基金の29年度末の見込み額は17億9,254万2,000円となります。

続いて、18款1項繰越金4,866万8,000円です。

歳出の主なものは2款1項総務管理費2,329万8,000円はオープンイノベーションセンター「スエノバ」の活動助成金、職員派遣15人を含む九州北部豪雨支援費などです。

2項徴税费695万2,000円の減額は人件費の減額が主ですが、徴税過誤納付還付金200万円が含まれています。

3款1項社会福祉費3,204万5,000円は障害者支援費、自立支援給付費2,500万円、地域活性化センターホール照明改修350万円などです。

2項児童福祉費2億4,866万1,000円は明道館に対する保育所等整備事業費補助金が主なものです。

4款衛生費から8款土木費までは人件費がほとんどです。

9款1項消防費108万円は庁舎屋上にある雨量観測装置が破損したので、その購入です。



10款教育費1,799万1,000円は要保護・準要保護補助費、人件費補正です。

12ページ、第2表債務負担行為補正です。1、追加ではタブレット導入通信運搬費。期間は平成30年度から31年度まで。限度額252万円は来年4月から管理職、総務課課長補佐、議案担当職員のタブレット利用開始によるものです。

次に、コミュニティバス運行事業。期間は平成30年度から32年度まで。限度額3,750万円は27年度から29年度まで今泉タクシーに業務委託している運行事業です。

2、変更。広報すえ印刷製本費の限度額の変更です。変更前1,341万7,000円を1,487万4,000円とするもので、本紙をフルカラー印刷に変更するためです。

質疑として、歳出で2款総務費では九州北部豪雨の応援支援等の現状と今後の見通しについて、「スエノバ」の活動助成金について、コミュニティバスの今後の運行改革について、3款民生費では地域活性化センターホール証明改修工事の詳細について、わかすぎの杜保育園でのゼロ歳児の保育増加について、マイナンバーを利用したの保育関係書類等の簡素化、時期等について。

以上、審査の結果、全員賛成で可決としています。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第65号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第65号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。

よって、議案第65号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第4号）は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第6. 議案第66号

○議長（三角 良人） 日程第6、議案第66号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真君。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第66号平成29年度須恵町国民健康特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

補正予算書41ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算の総額からそれぞれ429万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億1,635万6,000円とするものです。

事項別明細書44、45ページをお開きください。

歳入、8款1項1目一般会計繰入金429万8,000円の減額補正は給与費等繰入金の減額です。

続いて46、47ページ、歳出です。

1款1項1目一般管理費429万8,000円の減額補正は2節給料、3節職員手当等、4節共済費の人事異動に伴う人件費の減額です。

文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第66号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第66号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。

よって、議案第66号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第7. 議案第67号

○議長（三角 良人） 日程第7、議案第67号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第67号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の48ページでございます。

第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ578万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億1,306万2,000円とする。第2項補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

51ページをお願いします。

事項別明細書の歳入ですが、6款繰越金は収支調整となっております。

53ページをお願いします。

歳出は1款総務費は人事異動に伴う人件費でございます。

2款下水道事業費は、人事異動に伴う人件費及び公共枿設置に伴う工事請負費とマンホールポンプ修繕による需用費の増額です。

質疑でございますが、マンホールポンプの平均的な耐用年数はどれくらいか。今後、マンホールポンプ修理が出てくるたびに補正を組むのかの問いに、今回修理するのは西原地区で平成17年度設置したもの。耐用年数は10年程度と言われており、公共下水マンホールポンプは28カ所設置していますが、そのような年数で交換時期が来る、設置年数がわかっているので、当初、設置したものを一度整理して当初予算に計上するとのこととあります。

公共枿設置工事費は新規の追加工事なのかの質疑に、設置増は主に開発の申請によるもので、10カ所申請が上がる予定でございます。既に供用開始エリアの中にある農地及び更地が主なもので、近年、開発行為申請が全町的にふえており、当初の見込みよりふえたため、今回補正するものでございます。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありますか。——討論なしと認めます。

よって、議案第67号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第67号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。

よって、議案第67号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

### 日程第8. 議案第68号

○議長（三角 良人） 日程第8、議案第68号平成29年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第68号平成29年度須恵町水道事業会計補正予算

(第2号)について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の55ページでございます。

第2条予算第3条に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

56ページをお願いいたします。

実施計画内訳書の支出ですが、第1款第1項営業費用686万4,000円の減額は人事異動に伴う人件費の減額でございます。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決でございます。

○議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。

討論はありますか。——討論なしと認めます。

よって、議案第68号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第68号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(三角 良人) 起立全員であります。

よって、議案第68号平成29年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第9. 発議第1号

○議長(三角 良人) 日程第9、発議第1号須恵町自治組織参加促進条例の制定についてを議題とします。

提出議員の説明を求めます。6番、田ノ上真君。

○議員(6番 田ノ上 真) 発議第1号須恵町自治組織参加促進条例について、提案理由を説明します。

提案理由の説明として、町民の自治組織への参加促進を図り、必要な事項を定めるため、当該条例を制定する必要性が生じたものでございます。議員諸兄におきましては、多数の方が賛同議員でございますので、多くを語る必要はないのかもしれませんが、しかしながら、委員会付託の必要が生じたので、経緯と概要を改めて申し上げます。

本条例は議員発議によるものですが、そもそもは平成28年2月に須恵町の地域を代表する区長の皆様と議会議員との懇談会に始まり、その後、引き続き議論を重ねる中、本年2月に方向性が示されたものです。それを踏まえ、さらに議員の検討委員会において、討議を交わした結果、

提出に至ったものでございます。検討委員は正・副議長、松山議員と私の両常任委員長、総務建設産業委員会より田原議員、文教厚生委員会より猪谷議員の6名でございました。

内容の説明については、お手元の資料をごらんください。冒頭に前文を置き、本条例の背景と精神をうたっております。

第1条は本条例の目的。第2条は用語の定義。第3条は本条例の基本理念。第4条は本条例における町民の役割を努力規定としています。第5条は同じく自治組織の役割。第6条は事業者の役割。第7条は住宅関連事業者の役割。第8条は議会の責務ですが、議員は公選されており、町民全体の利益を考慮する立場から、自治組織云々とせず、「地域」との文言を採用しております。第9条は町の責務です。第4項を除き、努力規定とせず、業務として行うことを定めています。

ここまでが条例の本体部分です。念のため申し上げますが、本条例は、ただいま説明のとおり、町民に対して組合加入を強制したり、新たに義務を課すものでないことはもとよりでございます。御承知のほど願います。

附則として、1、この条例は公布の日から施行する。

2、この条例は住民自治において最も尊重すべき条例であり、町民、議会及び町は法令の範囲内において、この条例の趣旨を最大限に尊重する。

3、この条例により、その権限に属させられた事項を調査、審議するため、自治組織参加促進協議会を置くとしております。

御審議方、よろしく申し上げます。

○議長（三角 良人） 提出議員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

児玉君。

○議員（1番 児玉 求） 須恵町自治組織参加促進条例の制定についてお尋ねいたします。

須恵町民憲章、お互いに手を取り合い、住みよい町をつくりますという理念があります。第3条の2項、町民相互の協力と支え合いの精神を基調とし、町民の自主性、自発性を尊重すること。これは先ほど田ノ上委員長も言われましたけど、強制をするものではないというふうに言われていますので、そのように考えております。

第5条3項、自治組織はその活動に関する情報を町民に提供するよう努力するものとあります。また、町の責務に、第9条町民の自発的な自治組織への加入及び主体的な活動の促進のために必要な支援を行うと。第9条第3項自治組織の理解と関心を深めるための広報及び啓発活動を積極的に行うものとありますが、これは現在、組合に未加入のところに町広報を全戸配付すると、そのように捉えてよろしいわけでしょうか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（三角 良人） 田ノ上君。

○議員（6番 田ノ上 真） 児玉議員の質疑でございますが、何とお答えしようかと思いますが、これ、自治組織参加促進条例を私は提案しておるものでございまして、児玉議員の、この前、一般質問で問いかけておられました広報を配付するというに矮小化したような条例ではございませんので、そういったところも含めて、今後、協議会で話し合うことはあるかもしれませんが、今回はそれを目的としたものではございません。もっと幅広く考えていただいて結構でございます。

○議長（三角 良人） 児玉君。

○議員（1番 児玉 求） 町の責務とあります、再度言いますけど、第9条町民の自発的な自治組織への加入及び主体的な活動の促進のために必要な支援を行うと。これは具体的にどういうことを指すのか、まず1点。

それと、3項の自治組織の理解と関心を深めるための広報及び啓発活動を積極的に行うものとするがありますが、これは具体的にどういうことをするのか。これをちょっとお尋ねしたい。

○議長（三角 良人） 田ノ上君。

○議員（6番 田ノ上 真） 本条例は、例えば、この前、児玉さんが一般質問とかでなされました町政のことにに関して、町報に書いてある。これを読ませたりとかいった部分は、須恵町のホームページにしっかりと掲載されておりますし、町報自体もホームページで閲覧できるものでございます。そういった意味では、全戸配付は既に電子的にはなされているわけでございます。だから、そういった部分は置いておきまして、今回の条例に関しましては、今、具体的とおっしゃるわけですが、そういう具体的な部分というのは、この条例において規定するわけではございません。この条例は包括的に制定をするものでございまして、自治組織参加促進でございますから、町民がどうやって自治組織に参加して、よりよい須恵町をつくっていくかということを求めた条例でございます。一つ一つの個別具体的なところは、協議会を持ちますので、そういったところでしっかりと議論をして、また実施につなげていくべきものと思っております。よろしいでしょうか。

○議長（三角 良人） 児玉議員、最後の質問になります。

○議員（1番 児玉 求） 具体的にというふうに、なかなか回答がないんですが、理念の中で町民憲章、お互いに手を取り合い、住みよい町をつくりまそうたわれているわけですよ。これ、一般質問でも言いましたけど、私はこの自治組織に関して、これは賛成の方向であります。要するに、具体的にどうするかと。だから、組合に入っている方のところには届けよと。しかし……。

○議長（三角 良人） いや、その話じゃないでしょうか。広報の話じゃないでしょうか。

○議員（1番 児玉 求） いや、広報も一環になるんじゃないですか。

○議長（三角 良人） それは、違うでしょうが、あなた。今、聞きました。協議会があるから、個々のことはそちらで検討するって言ったでしょう、答弁で。聞いていました、あなた。

○議員（1番 児玉 求） ええ、もちろん聞いていますよ。

だから、具体的な問題として、いかに入ってもらうことを前提にするわけだけど、入ってもらうための前段階の、広報が届いていない、それをじゃあネットで見れるとか、そういう話をされると。もっと具体的に、この条例が決まって、区長なり首長さんが新しいところ、新居のところ、組合加入で行かれると、そういうときの一つの参考資料と、こういう条例がありますよということで、ぜひ入ってくださいというふうに行かれると。それがもちろん前提条件になるわけですけど、その前に、やはりここにあるように、お互いに手を取り合っていく文言をしておるんであれば、それは組合入っている人、もしくは入っていないにしろ、広報を届けるっちゅうのは、まずそこから最初だと。

以上です。

○議長（三角 良人） 先ほど、提出議員の説明にあったとおり、ここに最後の自治組織参加促進協議会を置くから、具体的にはその辺で協議してから進めますという話だったでしょう。それ、あなた理解できます。

○議員（1番 児玉 求） いやいや。

○議長（三角 良人） それ理解させなんでしょうも。いやいやじゃなくて……。

○議員（1番 児玉 求） それを念を押しとるんです。

○議長（三角 良人） それでいいですよ。そうですね。

これで質疑を終結します。よって、発議第1号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、発議第1号を総務建設産業委員会に付託します。

ここでお諮りします。

暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、暫時休憩することに決定しました。

再開を総務建設産業委員会の審査が終わり次第とします。休憩に入ります。

午前10時47分休憩

.....  
午前10時55分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

.....  
日程第10、発議第1号

○議長（三角 良人） 日程第10、発議第1号須恵町自治組織参加促進条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 先ほど付託を受けました、総務建設産業委員会の報告をさせていただきます。

発議第1号須恵町自治組織参加促進条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

町民の自治組織への参加促進を図り、必要な事項を定めるため、当該条例を制定する必要性が生じたため提案するものでございます。

少子高齢化の進行や、人々の価値観や生活体系の多様化などにより、自治組織への加入及び活動への参加は減少傾向が続いており……。

ちょっと済みません、最初から言い直させていただきます。（笑声）急な付託でございましたので、はい。

町民の自治組織への参加促進を図り、必要な事項を定めるため、当該条例を制定する必要性が生じたため提案するものでございます。

少子高齢化の進行や、人々の価値観や生活形態の多様化などにより、自治組織への加入及び活動への参加は減少傾向が続いており、地域の人間関係の希薄化が危惧される状況となっている。人と人のつながりやきずな、助け合いの大切さ、地域の重要性が再認識されている今日、その中核となる自治組織の活性化は取り組むべき喫緊の課題であることから、行政区、役場、議会の協議を重ね、第1条目的、第2条定義、第3条基本理念、第4条町民の役割、第5条自治組織への役割、第6条事業者への役割、第7条住宅関連事業者への役割、第8条議会の責務等、第9条町の責務等を条例に定めるものでございます。

附則といたしまして、第1項この条例は公布の日から施行する。第2項この条例は住民自治において最も尊重すべき条例であり、町民、議会及び町は法令の範囲内において、この条例の主旨を最大限に尊重する。第3項この条例によりその権限に属された事項を調査審議するため、須恵町自治組織参加促進協議会を置く。

以上、審査の結果、全員賛成で可決でございます。



以上でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。児玉君。

○議員（1番 児玉 求） 私は、反対ではありません。

○議長（三角 良人） 討論ですよ。質疑ではありませんよ。

○議員（1番 児玉 求） この条例に……。

○議長（三角 良人） ちょっと待って。討論だから反対かどうかです、まず。反対討論からです。討論じゃありませんから却下します。

ちょっと待てやない、却下します。討論じゃないから却下します。

討論なしと認めます。よって、発議第1号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、発議第1号を委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、発議第1号須恵町自治組織参加促進条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第11. 発議第2号

○議長（三角 良人） 日程第11、発議第2号道路整備に必要な予算確保に関する意見書についてを議題とします。

本案は議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

お諮りします。発議第2号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、発議第2号道路整備に必要な予算確保に関する意見書は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第12. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（三角 良人） 日程第12、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より、会議規則第70条の規定により、次のとおり所管事務について閉会中の継続調査の申し出が上がっております。

お諮りします。議会運営委員会より、議会運営及び会議システム導入について。文教厚生委員会より、図書館業務について。総務建設産業委員会より、循環型のまちづくりについて。以上、

各委員会の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、それぞれの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### 日程第13. 議員の派遣について

○議長（三角 良人） 日程第13、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は、議長に委任していただくことに決定しました。

---

○議長（三角 良人） 以上で、本日の議事日程は全て終了しましたが、ここで、12月21日をもって退任されます百田清二監査委員、12月31日をもって退任されます平松副町長に、退任の御挨拶をお願いしたいと思います。

前のほうをお願いします。

まず、百田監査委員をお願いします。

○監査委員（百田 清二） 退任の御挨拶の機会をいただきありがとうございます。

今月21日をもって任期満了、退任いたします。これも監査事務局の職員の皆様のおかげで、職員の皆様にも感謝申し上げます。

近隣市町では、たびたび住民監査が追及されておりますが、須恵町は私の知るところ1回もありません。これも、町長を初め職員の方々の日ごろの適正な職務の遂行がなされていると評価できます。これからも町民のために職務を邁進してほしいと思います。

それから、次期代表監査に選任されました、吉松辰美様にも私同様、以上に御協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりますが、須恵町のますますの発展と町民皆様の御健康、御多幸を心から祈念申し上げます、退任の挨拶といたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（三角 良人） 次に、平松副町長をお願いします。

○副町長（平松 秀一） 挨拶の機会を賜りまして本当にありがとうございます。

昭和52年4月1日に、須恵町役場水道課臨時職員として採用されて40年余、本当に多くの町民の方々、そして役場の諸先輩方、そして歴代の議員さん方にかわいがられながら、40年間大過なく過ごせました。本当にありがとうございました。

特に、中嶋町長に対しましては、私にとっては本当に兄のような存在であり、また本当にこう、先輩としていつもかわいがってもらいながら、上司としてたまには優しく、たまには厳しく接していただいた44年間でした。人格的にも中嶋町長を見習いながら、常に切磋琢磨しながら、皆さんとともに肩を並べたいと思った40年間でした。本当に幸せな40年間を過ごさせていただきました。本当にありがとうございます。

この町は、原田 昇町長、そして田原利信町長、吉松昭幸町長、そして現職の中嶋町長。本当に素晴らしい政治手腕の中で大きな波をかぶったときも、的確な判断で、素晴らしい行政手腕のもと、この町を守っていただきました。その中で、たくさんの施策、あるいはソフト事業、いまだにさびることなく光輝いております。この町というのは、新しいことに突飛に取り組むよりも、今現在続いていることの流れを継続していくことによって、この町は本当に安定したい町になるんだろうなと思っております。

しかしながら、昨今の状況を考えますと、やはり伝統はしっかり守りながらも、改革すべきときには改革する。万古不易ではなくて、万古普遍の心を持って柔軟に対応する必要が出てきているのではないかと考えております。

先の当初本会議のときに、松山委員長の質問に対して中嶋町長が今限りで退任されるということを発表されました。実は私事ではございますけども、ことしの春先ぐらいから、特に夏にかけて、地元上須恵の区長さんを初め、多くの諸先輩方から、もし中嶋裕史町長が勇退されるんであったら、お前が次を引き継ぎなさいということで、再三にわたって話をいただきました。私自身としては非常に悩みに悩んだことが何度もありました。その中で、先に申しましたように、町長が退任をされる。その町長から、今まで培ってきたこの町の伝統、流れを絶やしたらだめだと、なおかつ、これからは変革の時期も来る。お前に託したいという力強い言葉をいただきまして、来年の4月22日の町長選挙に立候補する決心を固めました。これからしばらく、本当に皆さんに御迷惑かけると思いますが、粉骨砕身頑張っておりますので、どうか支援賜りますようお願い申し上げます、そして、併せましてこの須恵町がますます発展しますことを、本議会が

ます発展しますことを御祈念申し上げまして、私の退任の挨拶とさせていただきます。

本当に長い間、ありがとうございました。（拍手）

○議長（三角 良人） 以上で、12月議会の全日程を終了しました。

本会議終了後、広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、委員の方は御集合願います。

会議を閉じます。平成29年第4回須恵町議会定例会を閉会します。

午前11時10分閉会

---